

（１）地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り安心して暮らし続けるためには、地域の保健、医療、福祉および介護に携わる関係者の緊密なネットワークの中で、高齢者のニーズに応じた様々なサービスが適切に調整され、適時に提供される体制（地域包括ケア）を構築する必要があると考えられます。

本市は、地域包括ケアの実現のため、地域包括支援センター（以下「包括」という。）が中心となって、次の①から⑤の５つの視点での取組が包括的（利用者のニーズに応じた適切な組合せによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供）に行われる地域づくりを目指します。このため、包括を増設し、より地域に密着した配置にすることとしております。

① 医療と介護の連携強化

（取組例１） 医師や歯科医師、薬剤師等の医療関係者と包括やケアマネジャー等の介護関係者との連携により、入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供ができる体制の構築

② 介護サービスの充実強化

（取組例１） 小規模多機能型居宅介護事業所やグループホーム等の地域密着型サービス事業所の適正な整備－85ページ参照

（取組例２） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（サテライト型）の整備－85ページ参照

③ 介護予防の推進

（取組例１） 基本チェックリストの送付・回収によるリスクの高い高齢者の早期発見・対応－58ページ参照

（取組例２） 認知症関連施策の充実－43ページ参照

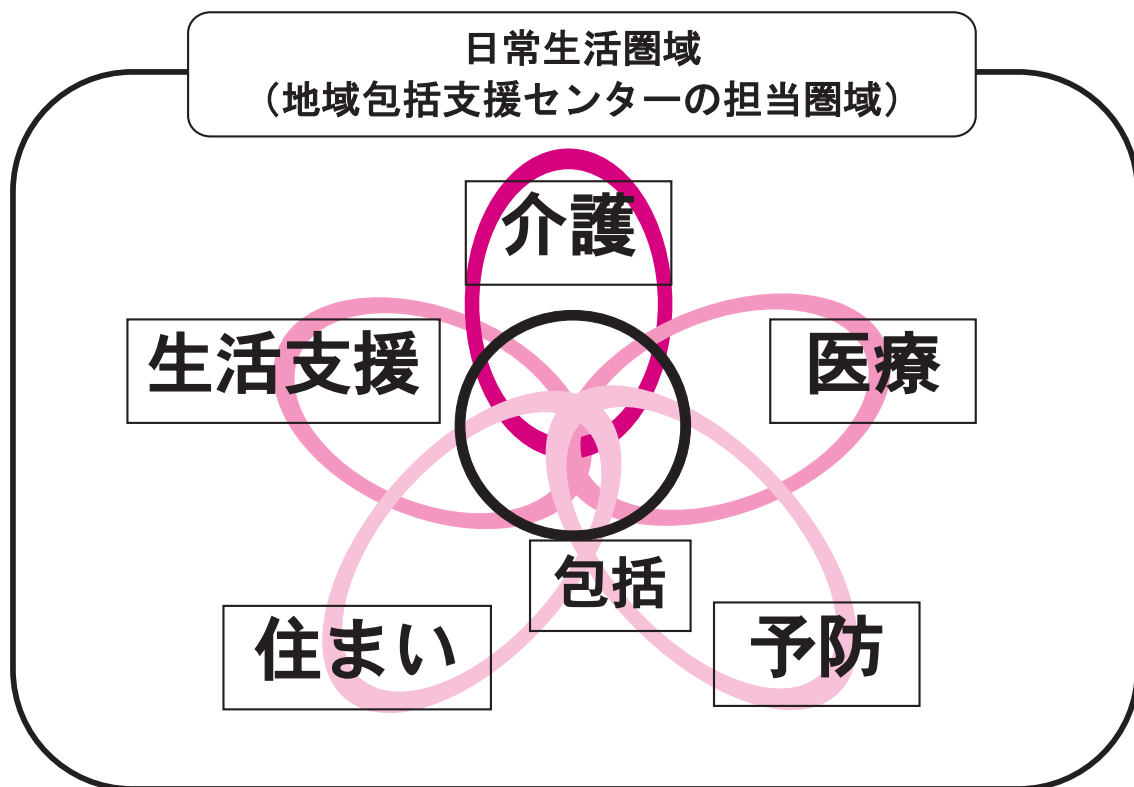
④ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護

（取組例１） 緊急通報システムや配食サービス等の高齢者福祉サービスの拡充－32, 44ページ参照

（取組例２） 高齢者の暮らしに役立つ情報（インフォーマルサービス情報など）の収集・発信

⑤ 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

（取組例１） 有料老人ホーム等の多様な住まいの整備－88ページ参照



【参考リンク】

「秋田県地域ケア体制整備構想」（平成20年3月秋田県策定）

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1208244403826/index.html>

■ 地域包括支援センター運営事業

目 的

包括は、介護保険法に規定される地域支援事業における包括的支援事業を地域において一体的に行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援します。

現状・実績

平成19年4月から、社会福祉法人や医療法人へ運営を委託し、東西南北中央の日常生活圏域に包括を10か所、各包括の連絡調整や指導助言等を行う基幹型包括を1か所設置しています。

包括は、介護予防や総合相談窓口、権利擁護、地域の関係者のネットワーク構築など、高齢者支援の中核拠点として、地域に密着した業務を行っています。

包括の業務に従事する職員は、保健師等、社会福祉士等、主任ケアマネジャーの3職種ですが、それぞれの専門分野の業務だけでなく、互いに連携をとりながらチームとして総合的に高齢者を支えています。

また、秋田市から指定介護予防支援事業者の指定を受けて、要支援認定者が介護予防サービスを利用する際のマネジメント業務（介護予防ケアプラン作成業務等）を行っています。

なお、在宅介護支援センターは、地域住民に身近なところで相談を受け付け、包括につなぐための窓口（ブランチ）として、活動しています。

地域包括支援センターの配置

寺内地域包括支援センター寿光園
寺内後城6-41 TEL(853)6300

【担当地区】土崎港東・南・中央、将軍野、寺内、外旭川、八橋字イサノ

下新城地域包括支援センターニコニコ
下新城中字琵琶沼421-2 TEL(872)1300

【担当地区】土崎港古川町・相染町・西・北、飯島、金足、上新城、下新城、港北

東通地域包括支援センターひだまり
東通仲町4-1アルヴェ5階 TEL(884)1405

【担当地区】手形、手形山、東通、旭川、泉釜ノ町・一ノ坪・三嶺根・馬場・東町、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、千秋久保田町

泉地域包括支援センターリンデンバウム
泉菅野二丁目17-11 TEL(896)5960

【担当地区】泉中央・南・北・菅野・登木、千秋（千秋久保田町を除く）、保戸野、中通、南通、檜山

広面地域包括支援センター桜の園
広面字樋ノ沖72-1 TEL(853)7240

【担当地区】広面、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、柳田、太平、下北手、蛇野

八橋地域包括支援センター社協
八橋南一丁目8-2 TEL(883)1465

【担当地区】大町、旭北、旭南、山王、高陽、川尻、川元、茨島、八橋（八橋字イサノを除く）、卸町

御所野地域包括支援センターけやき
御所野下堤五丁目1-5 TEL(826)0651

【担当地区】牛島、仁井田、大住、御野場、四ツ小屋、御所野、上北手、山手台

新屋地域包括支援センターエンデバー
新屋大川町18-7 TEL(888)8761

【担当地区】新屋、勝平、浜田、下浜、豊岩

河辺地域包括支援センター社協
河辺北野田高屋字上前田表66-1 TEL(882)5565

【担当地区】河辺

雄和地域包括支援センター緑水苑
雄和石田字苗代沢25-1 TEL(881)3511

【担当地区】雄和

秋田市地域包括支援センター（基幹型）
八橋南一丁目8-2 TEL(862)8114

在宅介護支援センター（ブランチ）一覧

	名称	所在地	TEL
1	大平荘在宅介護支援センター	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2338
2	金寿園在宅介護支援センター	下新城笠岡字川向28	847-3270
3	光峰苑在宅介護支援センター	添川字鶴木台65-3	868-1444
4	南寿園在宅介護支援センター	上北手猿田字後谷地108-3	829-0991
5	千秋苑在宅介護支援センター	外旭川字神田592	869-7800
6	松寿会在宅介護支援センター	浜田字陳ヶ原35-31	828-7630
7	三楽園在宅介護支援センター	飯島字堀川84-20	857-3101
8	土崎在宅介護支援センター	土崎港中央四丁目4-30	845-4123
9	幸楽園在宅介護支援センター	上新城中字片野4	870-2226
10	秋田市川口在宅介護支援センター	檜山登町10-64	832-7506
11	新成園在宅介護支援センター	浜田字元中村280-9	828-0021
12	南通在宅介護支援センター	中通六丁目14-18	837-2502
13	河辺せせらぎ苑在宅介護支援センター	河辺三内字外川原34-2	883-2773
14	魁聖園在宅介護支援センター	新藤田字治郎沢52-6	884-1077
15	秋田市医師会在宅介護支援センター	八橋南一丁目8-5	896-7707
16	桜の園在宅介護支援センター	下北手梨平字登館8	839-5977
17	ふれ愛の里在宅介護支援センター	豊岩小山字中山216-27	888-8201

【実績】

包括的支援事業等

		21年度	22年度	23年度
総合相談支援（件）	目 標	8,940	9,065	9,280
	実 績	10,279	11,957	13,909
	達成率(%)	115.0	131.9	149.9
権利擁護（件）	目 標	255	260	265
	実 績	498	693	964
	達成率(%)	195.3	266.5	363.9
地域包括ケア会議開催（回）	目 標	32	32	33
	実 績	14	19	26
	達成率(%)	43.8	59.4	78.1
高齢者福祉サービス等の申請支援（件）	目 標	1,880	1,905	1,950
	実 績	2,741	3,548	4,593
	達成率(%)	145.8	186.2	235.5
地域連携・他職種連携等（件）	目 標	255	260	265
	実 績	328	374	426
	達成率(%)	128.6	143.8	160.9

※23年度は見込み数

指定介護予防支援業務

		21年度	22年度	23年度
要支援認定者（人）	目 標	3,149	3,205	3,120
	実 績	3,374	3,786	3,967
	達成率(%)	107.1	118.1	127.1
介護予防ケアプラン（件）	目 標	1,980	2,020	1,960
	実 績	2,007	2,229	2,293
	達成率(%)	101.4	110.3	117.0

※23年度は見込み数

評価・検証

第6次高齢者プランで設定した目標は、おおむね達成できました。しかし、地域包括ケア会議の開催回数は、目標に届きませんでした。この原因としては、高齢者人口の増加や個々のニーズの多様化に伴い、総合相談支援や権利擁護、介護予防プラン作成等の業務量が増加したため、包括が地域へ出向いて、地域住民や

地区組織へ働きかけをする時間が確保しにくかったことが考えられます。

今後10年間は、これまで以上に高齢者人口が増加していくと推計されており、個々のニーズやライフスタイルも多様化していくと思われます。このような状況の中で、地域包括ケアの推進役として、また、エイジフレンドリーシティの成長戦略事業としての包括の役割がますます重要になってきますので、十分な機能を発揮できる包括の体制強化が必要となります。

また、包括業務の委託にあたっては、その実施方針を明示する必要が出てきています。

整備の方向

包括の体制強化を図るため、次のことに取り組んでいきます。

- 1 包括の増設数の目標（どの時点を見据えて、何か所増設するか）
 - (1) 高齢者人口のピークを考慮し、10年後の平成32年（2020年）の姿を見据えます。
 - (2) 国の基準（高齢者人口がおおむね3,000人から6,000人ごとに包括を1か所設置）を踏まえて、8か所増設し、合計18か所とします。

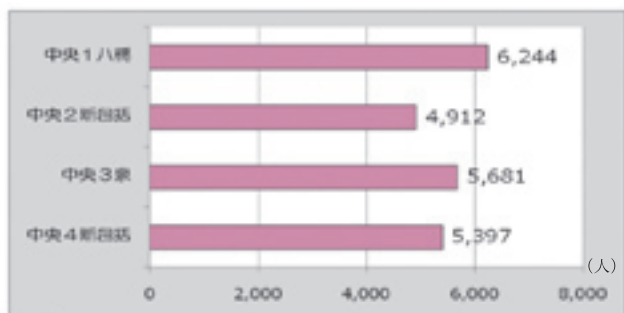
なお、受託法人および専門職の確保の観点や、利用者および地域住民への周知に十分な期間が必要なことから、今計画期間内で段階的に増設を行います。
- 2 包括の増設の手法（優先順位をつけて、段階的に行う）
 - (1) 第1段階は、平成32年の推計高齢者人口が多くかつ現在の包括の設置数が少ない北圏域を2か所から5か所、中央圏域を2か所から4か所とし、平成24年度中に運営法人の公募を実施し、平成25年度当初に増設を行います。
 - (2) 第2段階は、東圏域を3か所から4か所、南圏域を2か所から3か所、西圏域を1か所から2か所とし、平成25年度中に運営法人の公募を実施し、平成26年度当初に増設を行います。
- 3 包括の増設に伴う見直し事項
 - (1) 基幹型包括の設置当初からの業務内容の推移や高齢者虐待等への迅速な対応を考慮し、基幹型包括のあり方を検討します。
 - (2) 在宅介護支援センターが担っている地域の身近な窓口としての機能を包括へ集約します。

○地域包括支援センターの増設後の地区割イメージ

圏域		包括	地区	人口	高齢者人口	高齢化率		
1	中央	中央1	八橋	八橋、高陽、山王、大町、旭北、千秋	24,451	5,073	20.7%	
					23,246	6,244	26.9%	
2		中央2	新包括	旭南、川元、川尻、茨島、御町	15,552	3,942	25.3%	
					14,975	4,912	32.8%	
3		中央3	泉	泉、保戸野	19,316	4,564	23.6%	
					18,524	5,681	30.7%	
4		中央4	新包括	中通、南通、檜山	16,587	4,306	26.0%	
					15,986	5,397	33.8%	
中央圏域合計					75,906	17,885	23.6%	
					72,731	22,234	30.6%	
5	東	東1	東通	千秋久保田町、手形、手形山、東通	17,210	4,637	26.9%	
					16,424	5,798	35.3%	
6		東2	新包括	旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、柳田、太平、下北手	16,151	4,286	26.5%	
					15,512	5,284	34.1%	
7		東3	広面	横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、広面、蛇野	26,338	5,246	19.9%	
					24,990	6,389	25.6%	
8		東4	河辺	河辺	9,426	3,046	32.3%	
					9,104	3,806	41.8%	
東圏域合計					69,125	17,215	24.9%	
					66,030	21,277	32.2%	
9	西	西1	新包括	勝平	13,865	3,251	23.4%	
					13,250	4,010	30.3%	
10		西2	新屋	新屋、浜田、豊岩、下浜	23,125	5,918	25.6%	
					22,125	7,329	33.1%	
西圏域合計					36,990	9,169	24.8%	
					35,375	11,339	32.1%	
11	南	南1	新包括	牛島、大住、山手台、上北手、	19,066	4,518	23.7%	
					18,262	5,592	30.6%	
12		南2	御所野	仁井田、御野場、御所野、四ツ小屋	31,287	5,918	18.9%	
					29,858	7,299	24.4%	
13		南3	雄和	雄和	7,202	2,373	32.9%	
					6,945	2,979	42.9%	
南圏域合計					57,555	12,809	22.3%	
					55,065	15,870	28.8%	
14	北	北1	寺内	八橋字イサノ、寺内、土崎港南、将軍野南	16,543	4,298	26.0%	
					15,832	5,322	33.6%	
15		北2	新包括	将軍野東、将軍野、外旭川	20,414	4,456	21.8%	
					19,428	5,425	27.9%	
16		北3	新包括	土崎港東、土崎港中央、土崎港西、土崎港相染町、土崎港古川町	12,238	3,293	26.9%	
					11,683	4,067	34.8%	
17		北4	新包括	土崎港北、港北、飯島(JR東)	19,891	4,830	24.3%	
					19,063	5,986	31.4%	
18		北5	下新城	飯島(JR西)、下新城、上新城、金足	13,358	3,817	28.6%	
					12,827	4,725	36.8%	
北圏域合計					82,444	20,694	25.1%	
					78,833	25,525	32.4%	
全市合計					322,020	77,772	24.2%	
					308,034	96,245	31.2%	
					上段：H23. 9月			
					下段：H32(2020年)			

○平成 32 年の地域包括支援センターの設置数と高齢者人口

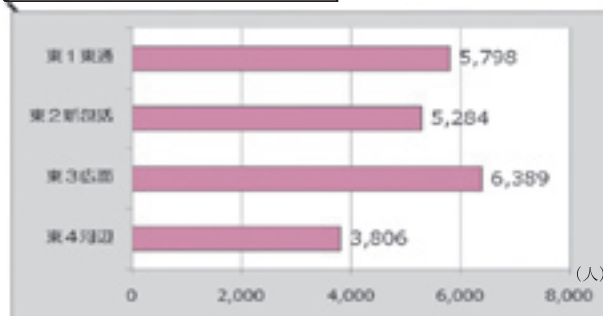
中央圏域（4 か所）



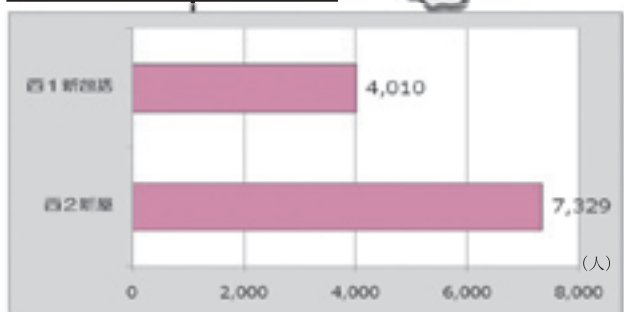
北圏域（5 か所）



東圏域（4 か所）



西圏域（2 か所）



南圏域（3 か所）



【目標】

包括の設置数

	24年度	25年度	26年度
設置数	10	15	18

地域包括ケア会議の開催回数

	24年度	25年度	26年度
開催回数	30	34	38

評価の指針

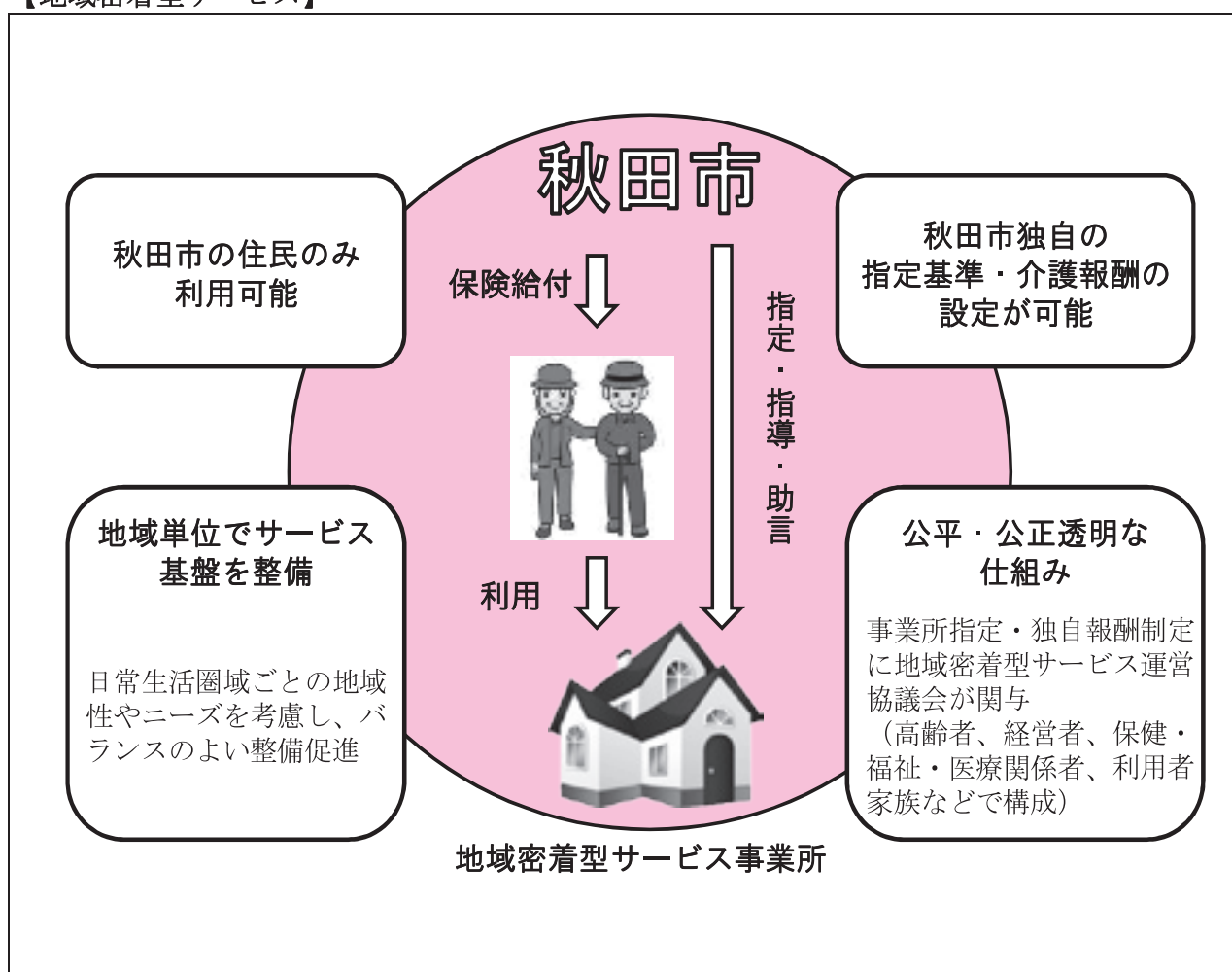
包括の設置数と地域包括ケア会議の開催回数をもって評価します。

（２）地域密着型サービス

高齢者が認知症や中重度の要介護状態となってもできるだけ住み慣れた居宅又は地域で生活を継続できることを目的に創設されたのが地域密着型サービスです。必要なサービスを高齢者の最も身近な行政である市町村が、サービス提供事業者の指定や指導・監督を行うことで、地域の実情に応じた必要なサービスを可能としています。また、原則として市町村の住民のみがサービスを利用することができます。

地域密着型サービスの整備にあたっては、日常生活圏域の中でサービスが連携し、高齢者を包み込むような、いわゆる「面の整備」の視点から、重層的に高齢者を包含し、総合的・効率的なサービスが提供されるよう進めます。

【地域密着型サービス】



■地域密着型サービスの指定

目 的

地域密着型サービスについては、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加などを踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域の実情に応じた質の高いサービスが提供されるよう適切な事業者指定に努めます。

現状・実績

身近な市町村で提供されるのが地域密着型サービスであり、次の種類のサービスがあります。

また、地域密着型サービスは、原則として市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を持ち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準が設定できます。

サービスの名称	サービスの内容
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護
認知症対応型通所介護	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス
小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス・短期間宿泊および居宅への訪問介護
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホームへの入居
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用型特定施設への入居
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）	日中・夜間を通じて定期巡回や通報による訪問介護、訪問看護
複合型サービス（※）	複数の居宅サービス・地域密着型サービスを効果的かつ効率的に組み合わせたサービス

※平成24年4月1日から介護保険法の一部改正により創設

【実績】 地域密着型サービスの整備数

(各年度末現在の事業所数)

サービスの種類		21 年度	22 年度	23 年度
夜間対応型訪問介護	目 標	—	1	1
	実 績	—	1	1
	達成率 (%)	—	100	100
認知症対応型通所介護	目 標	5	6	6
	実 績	5	6	7
	達成率 (%)	100	100	116
小規模多機能型居宅介護	目 標	20	22	24
	実 績	19	23	26
	達成率 (%)	95	104	108
認知症対応型共同生活介護	目 標 (定員)	22 (228)	25 (255)	28 (282)
	実 績 (定員)	19 (183)	21 (228)	21 (231)
	達成率 (%) (定員)	86 (80)	84 (89)	75 (81)
地域密着型特定施設入居者生活介護	目 標	0	0	0
	実 績	0	0	0
	達成率 (%)	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	目 標	0	0	0
	実 績	0	0	0
	達成率 (%)	—	—	—

日常生活圏域別の地域密着型サービスの事業所数 (平成23年10月 1 日現在)

サービス名称 \ 圏域 (※)	中央 1	中央 2	東 1	東 2	東 3	西	南 1	南 2	北 1	北 2
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	1	0	2	0	2	0	1	1	0
小規模多機能型居宅介護	3	3	2	2	1	6	3	0	2	2
認知症対応型共同生活介護	2	1	1	3	1	4	2	1	3	3
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※圏域は、地域包括支援センターの担当圏域 (78ページ参照)

評価・検証

日常生活圏域を考慮し、地域の実情に応じて分散して配置する必要があります。

整備の方向

事業所の指定に関しては、本計画で定める見込量に従い、質の高いサービス提供ができる事業所を指定します。また、日常生活圏域を考慮しつつ、市域にバランスよく事業所を配置することを基本的な考えとして、次の地域密着型サービスについては公募により事業者を選定します。

- ① 小規模多機能型居宅介護
- ② 認知症対応型共同生活介護（将来的に小学校区域ごとに1事業所ずつ配置）
- ③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

併せて、既存の地域密着型サービス事業所には6年ごとに指定の更新を行い、適切な事業所指導に努めます。

【目標】地域密着型サービスの整備目標（事業所数）

事業者の 選定方法	サービスの名称	23年度末 現在	24年度 目 標	25年度 目 標	26年度 目 標
公募に よる	小規模多機能型 居宅介護	26	26	27	28
	認知症対応型 共同生活介護	21	24	26	28
	地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	0	0	0	2
公募に よらない	夜間対応型訪問介護	1	1	1	1
	認知症対応型通所介護	7	9	10	11
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—	—	—	—
	複合型サービス	—	—	—	—
整備しない	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0

評価の指針

本計画で定める地域密着型サービス事業所の配置数をもって評価します。

（３）高齢者福祉施設の整備

高齢者福祉施設については、在宅・施設間でバランスのとれた基盤整備に努めます。

介護保険施設では、身体上・精神上著しく不自由があるため常時介護を必要とする重度の要介護者の施設入所の割合を高めるため、特に入所待機者の多い特別養護老人ホームの整備を推進します。

また、居住系サービスでは、有料老人ホームなどの特定施設に入所するかたが要介護状態になっても、入浴・排せつ・食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を施設で行い、入居者の能力に応じた自立した生活が送れるように特定施設入所者生活介護の整備を推進します。ただし、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホームの新たな設置は原則として行わないものとします。

I 介護保険施設

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのうち入所定員30人以上のもので、要介護者に対し①入浴・排せつ・食事などの日常生活上での世話、②機能訓練、③健康管理、④療養上の世話を行う施設です。

入所対象者は、身体上、精神上著しく不自由があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。

2 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し①看護、②医学的管理下での介護、③機能訓練などの必要な医療、④日常生活上の世話を行う施設です。

入所対象者は、症状が安定している要介護者の主にリハビリテーションを行い、身体機能の維持又は向上を目的とし、状態が回復した後に在宅に戻ることを前提にしています。

3 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、療養病床を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、①療養上の管理、②看護、③医学的管理下の介護などの世話、④機能訓練などの必要な医療を行う施設です。

入院の対象者は、医療的に病状は安定しているものの、経管栄養やカテーテル、床ずれの管理などのため、在宅に戻ることが困難な長期間の療養が必要な要介護者です。

II 居住系サービス

1 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）の特定施設で、指定基準を満たすことにより、都道府県から特定施設入居

者生活介護事業所として指定をうけた施設です。提供するサービスは、入居する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行い、施設で能力に応じた自立した生活ができるようにするものです。ただし、養護老人ホームは、外部サービス利用型の指定だけをうけることが可能となっています。

●包括型（一般型）特定施設と外部サービス利用型特定施設

特定施設入居者生活介護は、包括型（一般型）と外部サービス利用型に区分されます。包括型は、特定施設の従業者が入居者に対するサービスを提供します。外部サービス利用型は、特定施設の従業者が計画の作成・安否確認・生活相談を行い、委託する居宅サービス事業者が計画にもとづき介護保険サービスを提供します。

●介護専用型特定施設と混合型特定施設

特定施設入居者生活介護のうち、入居者が要介護者と配偶者に限られているものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設です。

2 軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供などの日常生活上の便宜の提供を目的とした施設です。

軽費老人ホームには、低所得の身寄りのない人を対象とするA型、家庭環境などにより居宅生活が困難で、自炊できる程度の健康状態の人が対象のB型、高齢などのため独立して生活するには不安のある人を対象としたケアハウスがあります。これからは、建替えなどの機会に、ケアハウスに統一していく方向が示されています。

ケアハウスは、原則60歳以上で、自分の身のまわりのことはできるが、自炊ができない程度に身体機能が低下しており、家庭環境・住宅事情などの理由で居宅での生活が困難な人を対象に、日常の基本的なサービス（食事や入浴）を提供し、できるだけ在宅に近い状態で自立した生活を援助していくための施設です。

3 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上で、環境上での理由（家族や住居の状況などから、そのかたが現在おかれている環境の下では、在宅において生活することが困難であると認められる場合）と一定の経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人を市の措置により入所させる施設です。

4 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者を入居させて、①入浴・排せつ・食事などの介護の提供、②食事の提供、その他日常生活上の便宜としての③洗濯・掃除などの家事、④健康管理を行う施設です。

5 サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、一定の設備要件を満たし、少なくとも状況把握（安否確認）サービス、生活相談サービスを提供する施設です。

【施設整備の現況（平成24年 1 月現在）】

種 別	施設数	定員数
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	17	1,054
介護老人保健施設	13	1,308
介護療養型医療施設	0	0
特定施設入居者生活介護（介護専用型）	2	100
特定施設入居者生活介護（混合型）	15	706
軽費老人ホーム（A型）	1	50
軽費老人ホーム（B型）	0	0
ケアハウス	8	290
養護老人ホーム	3	205
有料老人ホーム	13	524
サービス付き高齢者向け住宅	3	56

■介護老人福祉施設の整備

目 的

介護保険制度は、高齢者が介護を要する状態となっても、できる限り居宅で自立した日常生活を営めるように支援する制度です。一方で、心身の状況や生活環境によって居宅での介護が困難な高齢者が多いのも現状です。このような身体上・精神上著しく不自由があるため常時介護を必要とし、居宅での生活が困難となったかたが、施設に入所してサービスを受けられるように、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を図ります。

現状・実績

市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、17施設、定員1,054人です。

【実績】介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備数

		21 年度	22 年度	23 年度
目標	施設数	16 施設	16 施設	17 施設
	定員数	1,004 人	1,004 人	1,054 人
実績	施設数	16 施設	16 施設	17 施設
	定員数	1,004 人	1,004 人	1,054 人
	達成率	100%	100%	100%

評価・検証

第4期介護保険事業計画どおりに整備を進めていますが、平成23年10月時点の調査では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者は、761人います。こうした状況に対して、負担の公平性を考慮しながら、引き続き施設整備を進める必要があります。

整備の方向

本計画で定める見込量に従い、負担の公平性を考慮しながら、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を進めます。

施設形態は、創設の場合はユニット型（全室個室）を基本とします。また、入所待機者の中には長期にわたりショートステイを利用しているかたも少なくないことから、今期の計画に限り、社会福祉法人が平成24年4月1日現在に運営する単独型ショートステイ専用床を一定数転換します。

【目標】介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備数

		23 年度末 現 在	24 年度 目 標	25 年度 目 標	26 年度 目 標
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	施設数	17 施設	17 施設	19 施設	20 施設
	定員数	1,054 人	1,054 人	1,174 人	1,244 人

評価の指針

本計画で定める介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の定員数をもって評価します。

■ 特定施設入居者生活介護事業所の整備

目 的

特定施設入居者生活介護は、入居する要介護者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行い、施設で自立した生活を送れるようにするものです。本市では、特定施設入居者生活介護を整備することにより、介護が必要な状況になっても、施設で可能な限り自立した生活が続けられるようにします。

現状・実績

特定施設入居者生活介護には、入居者が要介護者と配偶者に限られる介護専用型特定施設とそれ以外の混合型特定施設があります。本市では、介護専用型特定施設は2施設で定員は100人、混合型特定施設は15施設で定員は706人となっています。

【実績】

介護専用型特定施設の整備数

		21 年度	22 年度	23 年度
目標	施設数	1 施設	2 施設	3 施設
	定員数	50 人	100 人	150 人
実績	施設数	1 施設	2 施設	2 施設
	定員数	50 人	100 人	100 人
	達成率	100%	100%	67%

混合型特定施設の整備数

		21 年度	22 年度	23 年度
目標	施設数	11 施設	15 施設	17 施設
	定員数	600 人	885 人	985 人
実績	施設数	6 施設	12 施設	15 施設
	定員数	305 人	564 人	706 人
	達成率	51%	64%	72%

評価・検証

整備数は、第4期介護保険事業計画の目標の約7割となりましたが、現在の整備数で入居待機者は、ほとんどいない状況です。

しかしながら、今後いっそう高齢化が進むことから、需要動向を考慮する必要があります。

整備の方向

様々な状態の高齢者の入居希望に対応できるよう混合型特定施設を高齢者のニーズを踏まえ状況に応じて整備を進めます。

【目標】 特定施設入居者生活介護（混合型）の整備数

		23年度末 現 在	24年度 目 標	25年度 目 標	26年度 目 標
混合型 (介護専用型以外)	施設数	15 施設	16 施設	17 施設	18 施設
	定員数	706 人	766 人	826 人	886 人

評価の指針

本計画で定める特定施設入居者生活介護（混合型）の定員数をもって評価します。